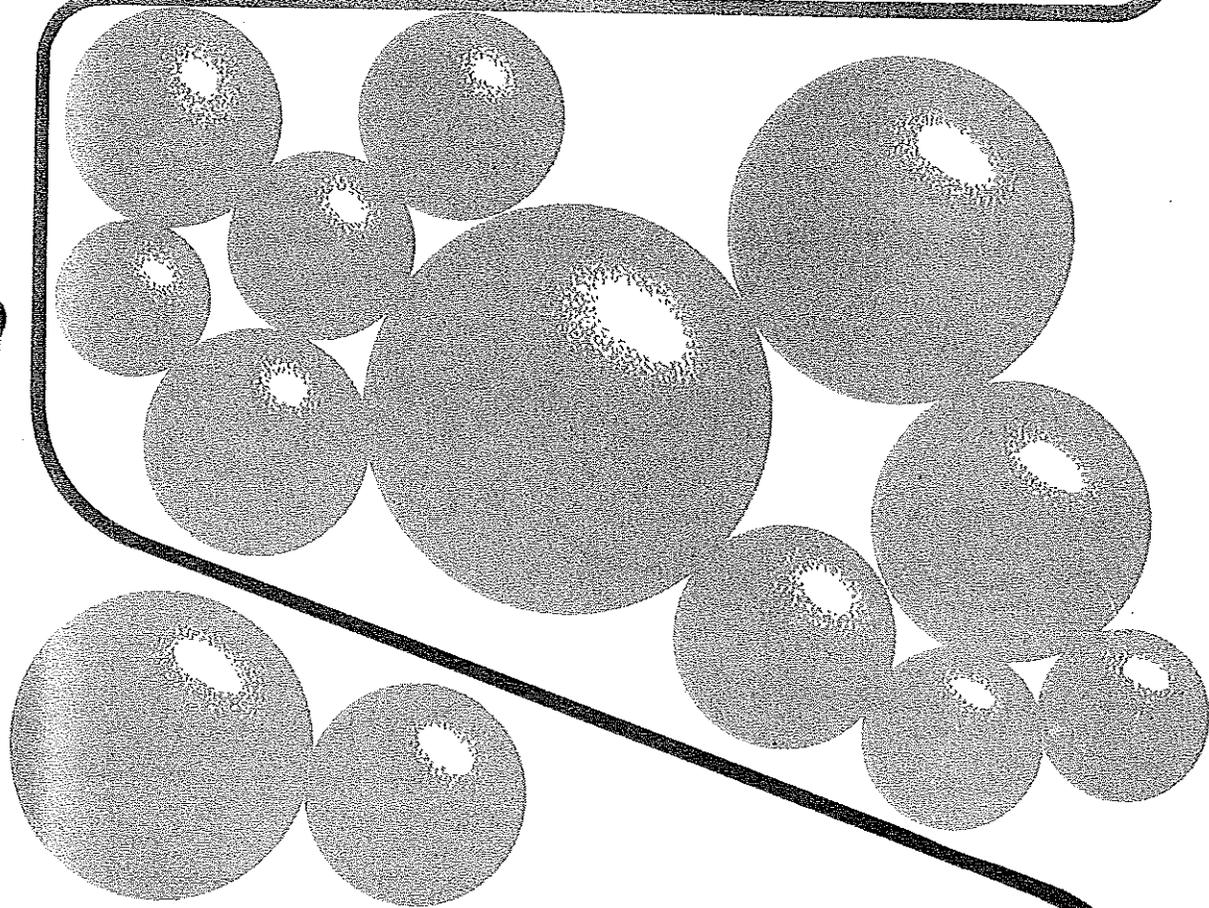


北海道行政書士会報



'73/9

No.71

△報酬額改訂

△キャンペーン活動開始



信頼は自からの手で

副会長 榎波 弥一郎

最近の我が国の文化と、経済の発展は、真にめざましいものがある。テレビ、ラジオ、洗濯機、冷蔵庫等の家庭電気用品から重鉄鋼、製油、自動車、せんい等に至るあらゆる産業は、国際市場においても最高水準を占め、高度な経済成長による貨幣価値も又国際的に最優位にある。

こうした状況の中で、これに伴う権利義務が増え、これを規制する制度、法律、条例も極めて多岐に亘って、いかに官公庁が事務改善、住民奉仕の措置を行っても、これには限度があり、我々行政書士の仕事の分野も漸次多くなり、その内容も複数多岐で極めて高度化している。

従って、これに対する専門的知識、技術が要求され、余程勉強しないとついて行けないのが実状であろう。

私は、これに対応する為に、地域に順応した行政書士の在り方を考えねばならぬと思う。広範な行政書士の仕事を完全にこなすことは神業に近い能力が必要である。従ってその地域、即ち都市、農村とその周囲の状況によって、農地、交通、保健、自動車、建設等とその地域に順応する業務を充分研究し、依頼者が満足するよう努力すべきである。そして自分の自信のない仕事は、夫々優秀な同業者を紹介して、業者としての信頼を得るべきであろう。

——第71号 も く じ——

信頼は自からの手で	榎波弥一郎	監察委員会のあり方説明	13
〃知事、会則変更を認可	1	網紀委員会活動のポイントつかむ	13
報酬額の改訂、認可さる	1	登録資格審査委員会開催さる	14
官庁への届出申請は行政書士へ	4	行政書士の仕事はある!	14
本会主催ブロック別研修会開幕	7	「運輸」の特訓終了	14
48年度事業計画を理事会議決し、支部長会 も承認	8	札幌支部 臨時総会で新執行部生れる	14
定例部長会を月1回開き、各部の横の連絡 協調図る	9	会員の動き	15
初成果あげる! 道東地区で監察委員会	10	能登ます子さん(事務局)退職	16
本会のうごき	10	後任は田代幸子さん	16
各支部の動き	10	会報第70号の記事訂正	16
幹部研修会	11	随筆 言葉の味	16
運用表の作業始まる	11	網走支部幹部、会長と話し合う	17
理事会、支部長会招集に決定	12	監察部私見	18
企画部、業研部の事業検討	12	支部めぐり——その6——網走支部の巻 編集後記	
		支部めぐり——その7——釧路支部の巻	

〃知事、会則変更を認可

総会での会員の希望達成

去る5月の総会で議決された会則の変更が、48年8月17日付で知事から認可になった。法人化し自主運営をするために、さらには会を強力に推進するために、組織の体制作りとして監察部を新設すること、二つには本会の設立時からの運営実績による報酬額の改訂であるが、正、副会長のたび重なる道への陳情、要請がこのほど認められたもので、認可文書の④は次のとおり。

地方第1096号
昭和48年8月17日

北海道行政書士会
会長 藤山利夫殿
北海道総務部長

北海道行政書士会会則の認可について

このことについて、別紙のとおり認可されたので
通知します。

(地方課行政係)

地方第1069号指令

北海道行政書士会

昭和48年6月5日申請の北海道行政書士会会則の
変更は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第16条
の2の規定により、認可する。

昭和48年8月17日

北海道知事 堂垣内 尚弘④

(総務部地方課行政係)

報酬額の改訂、認可さる!!

9月以降は、最低値で50%アップ

会則変更の認可を大前提として、報酬額の改訂の申請が開始されたのは、函館総会が終って2週間後の6月5日知事あての公文書であって、組織の強化を狙いとする監察部を新設するについては、道もスナリ受け入れる姿勢であったが、行政書士の報酬額改訂に関しては、「特に考案を要する書類」の点で難を示し、一時交渉はこう着状態になった。

総会の決議を背景に立つ正、副会長は、7月31日付で昭和26年から46年まで報酬額第3次改訂までの移り変りと、改訂を必要とする原因等の資料を添付して、再び申請したが、その要点は

(前略)北海道行政書士の報酬額については、行政書士の受ける報酬の額の標準に関する規則で定めた額を

超えて改正の申請をしているのは、下記の理由も含む(中略)

1. 日行連会則第52条による行政書士の報酬額は、単位会ごとに知事が定め、単位会活動の格差が報酬額にも格差となり、連合会運営上重大な支障があった。新法の施行後は、日行連の定めた報酬額を基準として、各単位会はその地方の特殊事情及び地域差等を勘案して相当額を算出し、総会の決議に基づき知事の認可を受けるものと理解していたが、いささか疑義を生じ、日行連会長に照会したところ「見解のとおり」とする回答があったので、参考までに添付する。
2. 行政書士が、その業務責任を果し、社会的に信用を高め、品位を保持するための要素をなす行政書士報酬額の適正度を定めることは、極めて重要な問題であり、本会は昭和35年の設立以来、改正要望に当

種 別	改訂報酬額	増加 % (本会)	日行連基準額
特に考案を要する書類	1,000 円 (600)	+60%	840円
考案を要する書類	600 円 (400)	+50%	420円
考案を要しない書類	300 円 (200)	+50%	210円

注 カッコ内は旧報酬額

報酬額の改正は今回で第4回になるが、参考までに第1回改正からの経緯をたどってみよう。

◎第1次改正——S37. 3. 2——(会員数370)

昭和35年強制会になったが、経済変動の激しかった戦後10年間、報酬額が放置され改訂要望となった。しかし、この要望は行政書士業務の社会責任など、報酬額算出の根本問題にふれていないし、道当局も一般的な物価値上げの感覚で改正したのが実情である。

◎第2次改正——S43. 6. 21——(会員数690名)

第1次の改正に多くの矛盾を感じ、全会員を対照として年齢、学歴、家族構成、経験年数、資格取得等を調査し、「法的判断の伴う知的専門職で、公共的性格の多い業務を取扱う」行政書士としての報酬額の改訂を要望したが、期待に反する低額であって、当局の判断の基は他府県との比較等にあった。

◎第3次改正——S46. 11. 30——(会員数840名)

法改正に伴い、報酬額の全国統一化を期して、本会の

ては、その都度報酬額特別委員会を設置して、慎重な研究と審議をつくしそれぞれ対処してきたところであり、この点について十分な認識を頂きたい(後略)

今では合い言葉となっている行政の裏方である行政書士とその業務、本会運営の実状、そして科学的に算出した報酬額について、連日道と折衝した結果、道も書士業務について認識を深め、額の改正を本会要望どおり認可したわけで、改訂額及び増額率は次のとおりである。

なお、細部にわたる運用表の報酬委員会の答申をまち決定するが、9月1日以降の受託事案は、最低のもので従来より50%アップした報酬を請求してもよいことになった。

調査資料をもとに日行連が自治省と協議し、報酬の基準となる額を示した。本会はほぼ他府県に準じた額で新法施行の前日に認可された。

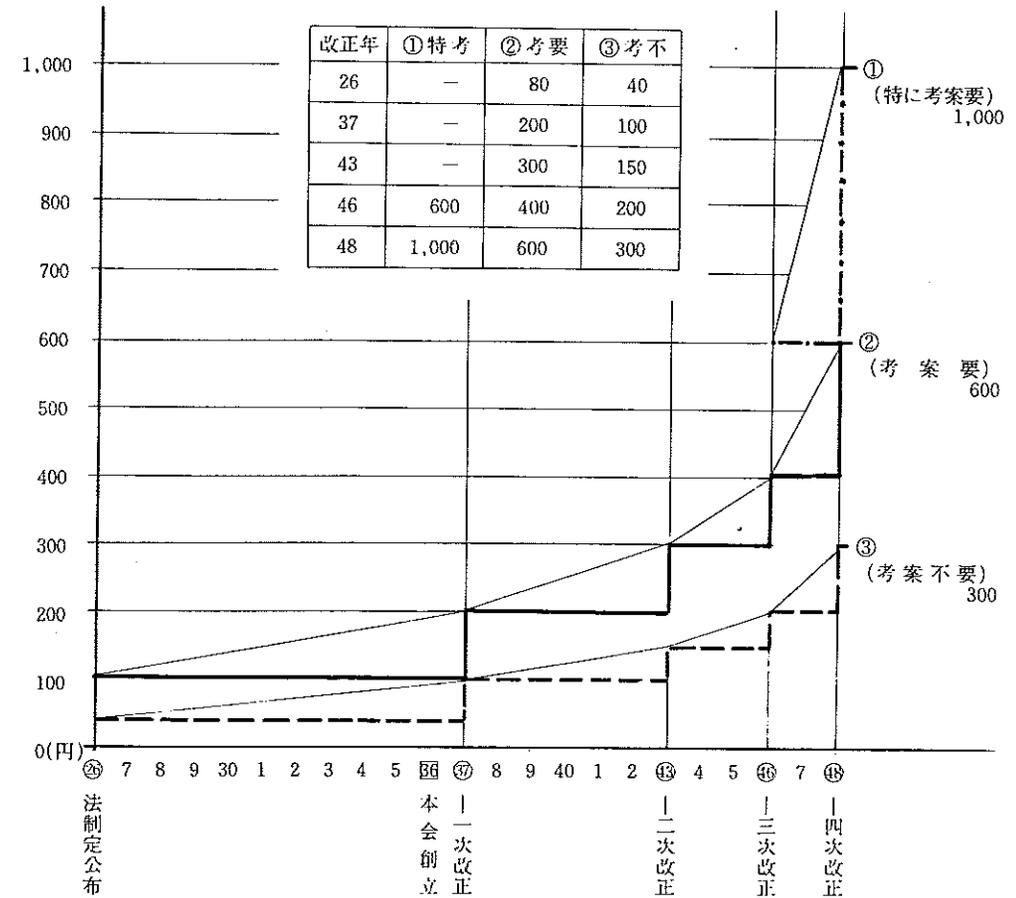
◎今回の改正——S48. 8. 17——(会員数923名)

社会実情に即応する適正額を算出するため、会員対照に詳しい調査をしてこれを集約した。人事院給与局編「民間給与の実態」によって、民間事業所の事務系、学歴別、年齢、階層別と行政書士の社会的責任と地位を対比して、行政書士の平均月額収入の基礎額を算出し、さらに官公署、商社で支給する諸手当、退職金、老後保障に見合うものも当然付加して、最終的に割出した。

上記の表ではっきりしているように、本会の報酬額は、日行連の報酬基準額を多少上まわっているが、算出根拠が科学的であり、しかも北海道行政書士のうける社会的特殊事情と地域差が、認可されるに至った特色と云えよう。もう1度、報酬額の動向を図表でたどってみよう。

北海道行政書士報酬額の動向

順	改正	年月日	規則・指令	本会の活動の状況	会員数
	制定公布	26. 9. 19	規則第64号	法第9条による制定	230
1次改正		37. 3. 2	" 第16号	36. 4. 15 改正の要望	370
2次改正		43. 6. 21	" 第79号	42. 2. 6 改正の要望 43. 5. 7 改正の再要望	640 690
3次改正		46. 11. 30	第1949号指令	46. 11. 8 新会則認可申請	840
4次改正		48. 8. 18	第1096号指令	48. 6. 5 会則変更認可申請	923



(参考)

藤山会長が鈴木日行連会長に、「報酬額の基準」に関して文書で問い合わせたところ、次の回答があった。

問 行政書士法……報酬額の基準

日行連会則…… " 基準・標準

日行連規則…… " 標準

以上の用語の使い分けられた理由を解説願いたい。

答 行政書士法及び日本行政書士会連合会会則並びに規則に用いておる用語は、行政書士法語源の基準とあるか正しいと解し、既に日行連で使用しておる標準とあるは、適切な時宜に改訂いたしたい所存であります。

官庁への届出申請は行政書士へ

キャンペーン第1陣道東で活躍

書士制度を役所や団体に認識させ、書士の力と名をその地方の住民に広め、現在までお互いに業務上での交流に欠けていた多くの事を、行政書士の方から住民の中に積極的に働きかける運動いわゆるキャンペーンの機が熟して、その第1陣が8月末釧路ブロックへ2班に分かれて出発した。以下は、各班の活躍のあらましである。

S. 48. 8. 30 雨



キャンペーン 第1班

前夜からの雨は同じ調子で続いている。自分の出張は必ず晴天なのに、今回はツキがおちたのか、とほやきながら1次集合点の本会事務局に着く。第2班に同行する山本局長は携行する物を再点検している。

葛西監察委員長（今回は「運輸」の講師も担当）、佐々木副委員長が来たが、タクシーがラッシュとこの雨で拾えないので、佐々木さんが運転して江別市の星副会長事務所へ向け出発。秋山愛生館前でバツリ藤山会長と会う。早朝雨の中を見送りに来られたらしい。激励をうけて江別に急ぐ。

江別も細雨。こゝで葛西、佐々木、平沢の3名は星副会長の車に乗換え、第1班が国道12号線で岩見沢へ向かったのが9時55分。

空知支部事務局に10時25分着、車から降りると、真後ろに第2班の成田企画部長、大滝監察委員、山本事務局長の車がスーツと着く。黒メガネにジャンパーを着こなした本会随一のレーサー成田さんが、こっちの肩をたたく。「あんた方の車がおそいのヨ」と云いたげにニヤニヤしている。副会長は猪本支部長にポスター、パンフレットと、特別交付金を手交したあと、このキャンペーン趣旨を説明して10時40分岩見沢を出発、第1班は釧路

へ、第2班は榎波副会長が待機している新得町役場に向かう。

第1班のドライバーは、運転歴15年の星副会長。この人は年1回必ず本州をドライブするが、車の流れによって突っ走ると、無事故というのが星レーサーの自慢の一つ。でもこの雨のせいか、流石に慎重な運転、しろうとはジレタイ位いだ。

富良野に入り、市の文化財「北海道のへソ」の碑の前を通過する。昔この地で観測したが、たまたま本道の中心部に相当し、人間の体にたとえるとへソという訳で、簡単に想像しやすいし、直感的だし昔の人はうまいことを云うものと考え。食堂で昼食をすませ13時30分富良野駅前を出発国道38号線を進む。札幌室蘭間の国道が36号線である。若い番号にしては道巾が狭い。同じ国道で幹線でもあるし、38号線の方が新技術を導入し、道巾が広がっていると考えたが、その時の知事の道路行政でこういう格差が生まれることを、他府県の例も加えて、星先生が教えてくれる。へソといい、道巾といい何でも知っている御仁である。

14時25分、狩勝峠入口を通過、小雨濃霧のため視界50m、晴天なら天下の絶景と云われるこの峠も、ガスでダメ。

14時50分、成田車は第2班長榎波副会長が待機する新得町役場へ尾灯でサヨナラしつつ先行する。（第2班のキャンペーン状況は後記）

15時30分清水町で給油して、帯広、浦幌、直別、白糠大楽毛と突っ走り、18時20分釧路市の旅テル市川着。大沢釧路副支部長が笑顔でわざわざ出迎えてくださる。

19時30分三吉会館で、地元支部の役員とキャンペーン、監察、研修の細部を打合せ。

森谷、細木、大沢、前田、新藤、吉田、森下（以上釧路）星、榎波、成田、平沢、葛西、佐々木、大滝、山本（以上本会）のうち、第2班は榎波副会長のもとに根室、十勝地区をキャンペーンし、第1班は星副会長中心に釧路市とその周辺で周知啓発することを確認した。

48.8.31 釧路市内の官庁へ星副会長が葛西委員長森谷、

細木正副支部長とあいさつ回りをする。

1. 陸運事務所 小林所長にキャンペーンの趣旨を説明、違法業者について本会の態度と官庁の協力を要望。この役所には葛西委員長の知人がいて、委員長は旧交を暖めたが、懸案の自動車協会は、葛西委員長と細木副支部長が引き続き小林所長と協議することとし、星、森谷キャンペーン隊は次の官庁へ。

2. 釧路保健所 あすの研修会の羽賀講師は不在、高野総務課長、萩原主任技師に講師派遣のお礼と、キャンペーンの趣旨を詳しく説明する。今回の研修会ではどのブロックでも行う「食品衛生」なので、保健所ではキャンペーン隊を気持よく受け入れてくれた。

3. 釧路土木現業所 高野総務課長と行政書士の営業種目、届出を書士がすることによる行政窓口の簡素化、違反者の確認など、啓蒙運動に星副会長が奮闘。たまたま杉瀬事務部長と星先生が従兄弟なることを知り、高野総務課長と話に実が入る。仕事は人とのツナガりの感じひとしお。

13時10分釧路発、国道272号線を標茶町へ。行けども行けども両側は牧草と乳牛の群れ、隣の農家まで2キロはあろう、北海道農業のシンボル混畜農業の典型である。満洲開拓団が一時移り15,000人の人口だったが、時の流れかその人々も減り、次男坊の離農などで現人口は12,000人に減ったこと等、実に説明が詳しいと思ったら、森谷支部長はかつて標茶町役場の理事者の由。申し遅れたが、午後のキャンペーンには大沢副支部長、新藤理事が別仕立ての車で同行される。地元支部の役員は、本来業務を捨ててのことだし、労力やら気使いでご苦労のほどが察される。

4. 14時30分標茶町役場着 鉄筋3階建て、下弦三日月の町章が大変印象的だし、清潔、広々とした各課の配置は都市官庁のサラリーマンには、牛のヨダレだろう。

助役と懇談して、同じ庁内にある農業委員会で橋本事務局長にキャンペーンについて、とっくり話し合う。仲



標茶町農業委員会にて

頂のされる若い局長で、住民へのサービスと事務サイドの折り目の限度について、委員会のあり方をこの人は大施したいそうである。新登録の小場先生に来てもらい、星副会長が標茶町ただ1人の書士としての活躍と、その精進を激励したが、局長によると、法3条の申請が月に12件くらい、1件の面積がケタ外れなので、年間ケッコウな仕事になるので、小場書士の前途は明るい。

5. 標茶保健所 次長談によると、この保健所では国立公園地帯なので、旅館の申請が多いという。あすの羽賀講師は獣医でもあり、保健行政のベテランと言葉少なめに教えてくださる。釧路支部の講師の人選に誤りなかったことは、心強い限りである。

6. 15時標茶町発 釧路線沿いに弟子屈町役へ。この道中も乳牛と牧草の連続で磯分内の雪印工場の大さは目を引くものがある。

16時15分弟子屈町役場着、堀田町長、山口総務課長に大いにPR。応待のサワヤカナ町長である。

川湯の未加入書士の件は支部一任ということで、16時25分標茶発、丹頂鶴で全国に知られている鶴居村、そして、歌で老人もロマンに惹きつける釧路湿原を見て18時宿舎に戻った。途中、支部の大沢、新藤両役員は鶴居村役場にポスター、パンフレットによるPRを忘れなかった。

宿舎で夕食前、キャンペーン、監察の両面について、報告と明日の予定を含んで反省会を、本会と支部で行う。星副会長は、井上根室支部長を水産ホテルに訪れ、特別交付金と計画書を手交したあと、同支部を活発にする方法について懇談し20時30分辞去する。

第2班（榎波副会長、成田企画部長、大滝監察委員）

S. 48. 8. 31



キャンペーン 第2班

9時40分釧路発、国道45号線の中標津町に向かう。雨のあとのソロバン道路は、ほそ道路に馴らされた者にはシヨック。キロ数の割に時間がかかり、12時30分山田清一事務所到着。先生は行政書士専業で、交通事故を主な

営業種目とされている由。キャンペーンの趣旨を説明すると、病氣静養中なのに、心よく同行を申し出られたのは心強い。

1. 中標津町役場 大塚総務部長にキャンペーンの趣旨を説明する。突然訪問したのだが、公務をさいて当方の考え方を理解してくださる。

2. 中標津保健所 高柳次長に食品衛生中心にPR、これまた協力を約してくれる。

山田先生に謝意を表し、別れを惜しみながら根室に向けて44号線を走る。途中で国後島が近づいてくる。意外に手の届きそうな近くの島だし、その大きいことも一つの驚き。早期返還を願う気持や切なるものがある。16時根室市に入る。

3. 根室支庁 市原支庁長、沢口地方部長、山本総務課長をそれぞれの席で訪問、行政書士に対する日ごろのご指導についてお礼をのべ、特に今回のキャンペーンと非書士問題で、協力をお願いする。

4. 根室市役所 17時ちょっと前だが、日程の都合もあるので、大矢総務部長にキャンペーンする。話も応待も立派な方でキャンペーンについて、いろいろ質問され、ここをあたふたと退席したのは17時30分ころで恐縮してしまった。

市の帰り富樫書士を高台の事務所に訪れ、かつての町長でもあるし、ご精進とご協力をお願いして、宿舎の釧路旅テル市川に着いたのは19時30分。

S. 48. 9. 1 (キャンペーン第2日) 晴

1. 釧路行政監察局 尾崎局長にPR。海事代理士のいる海港都市なので、行政書士業務も理解してくれた。

2. 釧路市 森田サービスセンター所長によると、窓口でのサービスを半強制されるのが困る由。窓口混雑を防ぐためにも、書士の力がほしいと云う。庁舎地階にいる書士さん、行政無料相談など支部の活躍の場所はまだまだありそうだ。

3. 釧路警察署 青山防犯課長が「風俗衛生」の窓口の

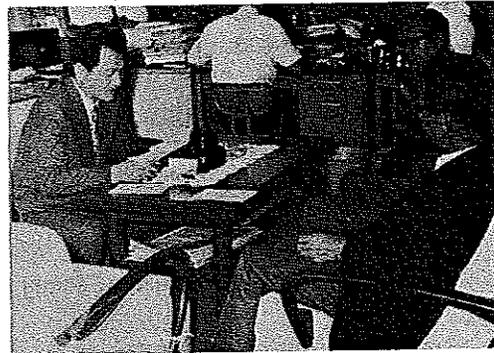


釧路市にて

長だそうだが、支部の接触がきいていて、満面に笑みをたたえての応待には恐縮する。

4. 釧路支庁 斉木振興課長が、行政書士の面倒をしてくれるわけで、新しく登録する書士を、わざわざ支部事務局まで連れて来てくれるそうで、地方の人情の細やかかさプラスαが、この支庁と支部の間にはあるらしい。

2日目午前中でこのキャンペーン行は、1人の事故もなく終わったのは何よりであった。



釧路支庁にて

S. 48. 9. 1 (第2班)

7時30分釧路発

この日は十勝支部管内のキャンペーンである。予定外だが、素通りすることはないので、浦幌町に寄る。

1. 浦幌町役場 本間町長にキャンペーンすると、実に心よく応じられ、立ち寄りてよかったとしみじみ思う。

2. 十勝支庁 佐々木地方部長、藤谷総務課長と、行政書士事務の直接担当の村上振興係長と面談、今後の協力を願う。

3. 帯広市役所 柴田庶務課長と市民係長に趣旨説明したが、特に市民係長には、本会からの登録申請者の身分照会に対しては、早期回答を依頼したところ、支庁と連絡のうえ回答するとのことであった。

4. 帯広保健所 庶務課長に本年度の目標の1つ、食品衛生と研修のことを強調し、協力を願う。

雨と悪路のキャンペーン行は、総体的に協力的で予期以上の効果があったと考えている。榎波副会長が同行されたことは、町村をめぐった場合何とも云えぬ手ゴタエがあった。

第1班が 札幌→釧路→弟子屈の456km

第2班が 札幌→帯広→中標津→根室の558km

(いずれも片道距離)を、キャンペーンしたわけで、広い北海道という感じを道民の1人として、改めて認識した。

本会主催 ブロック別研修会開幕

釧路地区の業務意欲高まる



食品衛生法の羽賀講師



運輸の葛西講師

本会主催のブロック別業務研修会の第1陣が、9月1、2日釧路市三吉会館に、釧路、十勝、根室の3支部からおよそ40名が受講者となって開かれた。

1日13時15分→15時20分

食品衛生法

羽賀正照釧路保健所次長

15時30分→17時50分

製 図

柏葉光雄札幌副支部長

2日 9時10分→12時

運 輸

葛西義雄本会常任理事

13時10分→15時

財務諸表(建設業)

長谷川寿延本会経理部長

が、日程、講習科目と講師である。

48年度の研修会の特色は、「食品衛生」を重点目標にしたところである。藤山会長がいつも声高らかに言うところ——人間の住むところ食品はついてまわり、これを業とする商業は盛え、その申請手続きは必ず必要である、しかも行政書士業務としては覚えやすい——



あいさつ 星副会長

の食品衛生がその一つ。この書士本来業務に付随するものが平面図など図面のひき方、判別法である。特色の二つはトラック運送を主体とする「運輸」の申請方法である。モータリゼーション時代と経済の高度成長が、今の車の

全盛をみたわけで、収入もさることながら、自動車協会一手引きうけの現状打破をめざしたのも、会の期待以上に、その底辺には盛り上がる住民の希望がひそんでいると言えよう。その三つ目の財務諸表は、建設業許可申請の中では、書士が特に考案を要し、腕のふるい所にあたり、勉強いかんではこなせるものなので、今回の研修のポイントになっている。

各科目とも、実務的にカン所を説明し、法の考え方、計数処理などの科目も時間足らず気味で、講習後問答があい次ぐ熱の入りであった。葛西講師が、書類作り

は、法、条例を精読すれば特に難しいものではなく、要は先ず仕事を積極的に取ることを指摘したのは感銘が深かった。



製図の柏葉講師



財務諸表の長谷川講師

48年度事業計画を 理事会議決し、支部長会も承認

—— 7月25・26日泊りがけで審議 ——

去る5月の函館総会から丸2カ月、事業の大筋が承認されただけに、実行段階でのキメの細かさか執行部の真の意味での仕事となったので、事業計画実行会議とも言うべき理事会が7月26日13時、支部長、監察推進員の会議が27日9時定山溪の溪林荘で開催された。

藤山会長、星、榎波、黒島各副会長、高田、成田、長谷川、木川、葛西、平沢、中野、荒、佐藤(三)、石川、



理 事 会

平賀、荒、佐藤(四)、後藤、浅利、橋本、日向寺、天野の各理事、小城綱紀委員長 (大淵理事は欠席)

が出席、各部長がそれぞれの担当部門について、事業内容を解説、理事との間に数回にわたって問答し、会長、副会長から補足的答弁があつて、全議案を承認した。

27日には同じ議案を支部長、推進員合同会議にはかつたので、その流れを下表でお知らせする。



理事、支部長合同会議

議 題	理 事 会	支 部 長 会
(総務)		
1. 年金制度の実施	老後保障のない行政書士としては良い制度なので、本会体制が出来上がりつつある現時点として、理事会はこれに取り組むこととする。 一応100口を目標とし、実施方法は、常任理事会で決める。(申込先は日行連厚生部。本会は取継機関)	(函館、釧路両支部は、すでに明治生命と契約済み) 支部ごとに、千代田生命の支店等と接衝することで了承。75才まで加入できることが「千代田」のミノ。配当金は日行連の今後のことにある。
2. 法改正への意見	理事会直後の「道庁係官との研修会」での意見も入れ、時期尚早ではあるが将来のために改正点をまとめる。	左に同じ 後刻発送する。
3. 報告事項一覧表	印刷完了したい、発送する。	左に同じ
4. 関連資格業団体対策	前年度実施結果がよいので、48年度に限り、本会が当番となり実施するが、その準備をしている意味での提案で、実施を承認する。	
5. その他	総務部理事は地方在住多く、部開催が難しく、このような会を通じて、話したい。総会前後に1回は開きたい。	
(企画)		
1. パンフレット、ポスターの配付	本会が置かれる現状から急を要したため、支部意向を確めないで、10万枚(パンフレット)を発注した。市町村と会員数に応じて支部に配付し、希望あれば個人書士名の別刷も考えている。本会2万枚、支部8万枚のワクをとり、支部分は交付金相殺で処理する。支部長会にもこの旨、懇請することで承認。	役員会にはかつて、必要な数だけ買いたい。会費値上げ、交付金据置きを理由に再考の声あるも了承。(交付金相殺による支部運営上の苦しいところは、別途卒直に、本会に申し出てほしい。了承。
2. キャンペーン実施	業研部の研修会と併行して行なう。また、道広報、市町村広報に書士と書士制度の掲載を計画しているが、まず道に強力に依頼する。	

議 題	理 事 会	支 部 長 会
3. ステッカーの作成	行政書士の標語をいれたステッカーを作り、車両等に貼付し、日常PRする。	左に同じ。
4. 報酬委員会の設置	会則第43条により、委員会を作ることを議決。委員は7専門委員会から各1名、他に有識者と、報酬額値上げ決定に伴う運用表を作成する。	承認。 左に同じ。
5. 会報専従編集者	会員とのパイプラインである会報を充実するために、1名おくことにする。	
(業研)		
1. 業務研修会 (ブロック別)	9/1、2 釧路市で 食品衛生、製図、運輸、財務諸表 9/15 北見市で 食品衛生 9/28、29 旭川市で 食品衛生、財務諸表、製図、民事運輸 10/19、20 函館市で 食品衛生、民事、運輸	講師は、食品衛生は開催地の警察、保健所職員、運輸は、本会葛西理事とした。 「運輸」は、受講後も受託案件は完べきを期し、葛西氏が個人指導に依ずる。 岩見沢は、旭川の研修会を受講してほしい。 旭川は、講習科目の内容上、2日間の開催を希望。 了承。 風俗営業、民事ETC申請用紙が、全道同一様式のものがある。本会での一括刷成を希望する。 了承。
2. 各支部主催研修会	道の補助金は、研修会、つまり会員の資質向上のためのもので、この8月から来年3月末までに少なくとも6回日実施を要望。	
3. 全道業務研究会	テーマは一応民事を予定しているが、問題をかかえている書士が、グループごとにゼミナールをする等、魅力あるものにしてい。た 会場は、戦後最高の結婚ブームで札幌にはない。近郊で開催する。	
(経理)		
1. 会費徴収	7月26日現在の未納額は854,000円、で、会務に支障をきたしている。会則第86条2を強力に適用する。	。十勝に限り、会則により厳正に処分してほしい。支部の予算、事務にも関係している。 。(旭川)支部長の意見書をつけて、本会処理してほしい。
2. 会費滞納者の処置	47年度中で、6か月以上の滞納者は退会処分とする。 48年度分滞納者は、もう一度検討する。	
(監察)		
1. 監察部および監察委員会のあり方	個人、団体別に違反事項を先ず集計、整理し、書士業務量と書士数と営業種目を整理する。	支部推進員が出す報告書についての、支部長、推進員の地道な協力を要請。 書士自身が、「自己を律する。ことを確認するとともに、部の積極的活動を期待する。
2. 支部からの情報の集計整理	監察委員会(在札)と推進員の連絡協力体制の確立。	
3. 函館地区での業務量調査		

定例部長会を月1回開き 各部の横の連絡協調図る

定例の部長会を少なくとも月1回開催することが、8月4日の部長会議で決定、日時は中旬、16時から事務局で時間厳守で始めることになった。

新設の監察部をいれて総務、企画、業研、経理の5部門が、会長を頂点として縦の線が確立したことは成功であるが、理事会で承認議決されたものがとかく実施段階で足踏みして、結果的には正、副会長が細部まで処理する傾向があった。各部長は一国一城の主である半面、本会役員という重責をおっている。会務を滞りなく実行す

るためにも、理事会決定事項のその後の取り運びを各部長が熟知し、各部の横の連絡を充分にとり、その協調を深めるのが定例部長会の狙いである。藤山会長は、理事会決定事項について、今後各部長は大綱を直接作成し、あるいは委員長に付託し、あるいは会員に周知する等、部長段階での執務方針を打ち出したが、各部の意向尊重が前提であるため、各部長も会務に力を入れる意欲が現われていた。

初成果あげる！

道東地区で 監察委員会

葛西、佐々木監察委員会の正、副委員長は8月31日、9月1日の2回、釧路陸運事務所と釧根自動車協会にそれぞれの責任者を訪問して、行政書士業務の範囲と同委員会の任務を説明して、今後の協力を要望した。

本年度の国会総会、日行連総会に釧路支部から強く処理を切望していた釧根自動車協会問題は、次のように話し合いが進展し、国会としては今後の同地区における行政書士業務が、速く好ましい姿に戻ることを見守ることになった。

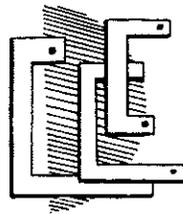
1. 自動車協会が「定款変更による書士業務の代行」は、同協会もその非を認めており、定款変更の件は陸運事務所へ提出していない。次期総会まで保留とし、国会申し入れも考慮して再検討する。
 2. 同協会に関係している行政書士は、ここを退き個人で開業する意思を表明した。
- 監察委員会の初の成果である。問題は、現時点の「運輸」の許可申請業務の処理であって、支部会員の奮起、学習が強く期待される。

本会のうごき

月日	業務内容	場所
7. 4	報酬額改定折衝	道地方課
6	監察委員会	第一ホテル
13	部長会議	事務局
15	業務研修部長、企画部長会議	第一ホテル
19	会報No70号発送	
24	監察委員会	エルム会館
26	理事会	湊村荘
27	支部長会	〃
8. 4	部長会議	事務局
10	綱紀委員会	〃
11	報酬委員会	エルム会館
20	〃	〃
22	登録資格審査委員会	センチュリー
23	報酬額運用表打合(1部委員)	事務局
9. 1	業務研修会第1日	釧路市
2	〃 第2日	三吉会館
この業務研修会実施に併行して、監察活動とキャンペーンを行った。		
9	報酬委員会	第一ホテル

各支部のうごき

月日	業務内容	場所
7. 2	室蘭支部研修会	苫小牧
9	網走支部幹部研修会	網走市
23	網走支部研修会	紋別市
8. 18	函館支部研修会	五厘沢
19	札幌支部研修会	自治会館
24	室蘭支部研修会	室蘭市
25	札幌支部研修会	エルム会館



〔幹部研修会〕

この日は1年生になり 役員が法を勉強

講師は道地方課

行政書士法、同施行規則、同施行細則は会員なら熟知しているのが当然だが、非書士問題が頭頭以来、法第1条法第19条は生業を守る必要上くわしいが、新入会員の指導、事務処理上の疑問点をはっきりするため、8月27日17時定山溪の溪林荘で理事会に引き続き、理事、支部長、監察委員及び推進員が、上記法令を勉強した。講師は道庁地方課の古江係長と河村主事、法人化による会の責務、登録事務移譲による厳正な登録、同抹消など、自主運営の明確性とそれだけに会の運営にもきびしさが要求されている諸点を講師が条文で示し、それとなく会員の自覚を促したが、藤山会長も法第19条の2が書士の立ち場を守っており、違法者を非とする態勢にするためにも、書士はそれに応え得る能力を持つべきであり、大いに勉強して道の補助金交付に報いたい、とあいさつした。

勉強会のあと、道庁地方課と会員の間で大要次の問答要望があった。

質問—規則第6条による不当誘致であるが、マッチによるPRはまずいのか？私はやってもよいと思うが。

答—品位にもとめるのは不当誘致になる。この品位は社会通念によって、具体的事例で判断すべきだ。

質問—法第14条1項2号の業務の禁止と法第5条5号の関連を知りたい。

答—処分の日から2年を経過しない場合については第7条1号で処理できる。

要望 (1) ほかの書士には、官庁は監視している。にせ書士については、本会は動いているが、民間団体というウラミがある。継続的に書類を出しているものは取締ってほしい。

要望 (2) 行政書士法には罰則もあるから、同じ道庁のなかだし、にせ書士は道警に訴えてほしい。交通事故でいわゆる示談屋が、たとえば賠償額500万円の5分を被害者から取り、被害者は泣いている。

質問—行政書士が法人に雇われて、書士行為をするこ

とは許されるのか。

答—書士という資格は、個人に与えたもので、法人がすることは考えられない。雇傭者となって、月給をもらって書士行為をするのは違法である。

質問—法第1条の報酬を得てがカンである。無報酬で反復継続など問題があるので、改正時に一考を要すると思う。

答(会長)—同じ意味から、この個所の削除を自治省に申し入れたが、各種の理由で聞き入れられなかった。

運用表の作業始まる

第3回委員会で 50%アップを答申

「書類」については、知事認可がおりたが、書類に添付する図面、計算書などは決定していないため、いわゆる運用表を作成する必要上、さきの理事会承認の「報酬委員会」が設置された。会の構成は7専門委員長がその得意とする種目について、日常扱う業務量、作成基準から科学的に割り出すことになった。

農地は 剣持 勝利
民事は 亘理 敏夫
風俗衛生は 佐藤 三千三
自賠責は 木川 政蔵
労働は 高田 敏一
建設土木は 石川 常次郎
運輸は 葛西 義雄
業研部から 大淵 博之
企画部から 平沢 清一
前の報酬額
改記委員長として 岸尾 正

の10名を会長が委嘱し、これに黒島副会長、成田企画部長が担当役員として参画する仕組みである。

前回の実績を買われ、推せて岸尾正氏が委員長となり、8月11日に第1回、20日に第2回委員会を開催し、素案を各委員が持ち寄り協議した。

部長会議で 事業を確認

理事会、支部長会招集に決定

7月13日14時事務局に正、副会長と各部長(黒島副会長成田企画部長は欠席)が集まって、48年度事業の推進方法を協議した。藤山会長から、報酬額改訂と道の動き、パンフレット等の配付方法、道の補助金と今後の会の態度、法改正についての会長の考え方と各部長の処理要領が指示された。各部長が実施案説明の中で主なものは

- 総務——共済年金制度、資格6団体との懇談会
- 企画——書士のPR、パンフレット等の活用、会報の充実
- 業研——研修会
- 経理——会費の徴収と会費未納者の処理
- 監察——函館地区で調査、支部の協力態勢

であって、事業遂行するためには、これにかかる予算を承認してもらうため、理事会の開催が迫られた。更に本年度は監察部、監察委員会という会が生まれ変わるための新設部門を、着実に育てあげ可能な限りでの活躍をしてもらうためには、お座なりの会議でなく、各理事各支部長が充分意見を出した上で、本会の方針と施策を浸透させるために、星副会長の意向もあり、7月26、27の2日間定山溪溪林荘で、理事会と支部長会、それに情報収集の大役をうけもつ推進員も、今回は出席することとし、以上の会議は会長招集と決定した。

なお、この部長会開会直前、榎波副会長の尊父急逝の知らせがあった。本会からは会長名で、地元葬儀にふさわしい香料と弔電を出していただくよう、地元支部長に依頼した。

応答の
義務を
守りましょう

(会則第74条)

企画部・業研部 の 事業検討

業研部と企画部の実施事業打合会が、7月15日18時札幌第一ホテルに星、黒島、成田、平沢の役員が出席して開催、星副会長から13日の部長会での決定事項を報告して、協議に入ったがまとまった事項は次のとおり。

業研部

1. 本会主催研修会—総会決定どおり実施
2. 支部主催研修会—本会研修会日程とにらみ合わせて来年3月末日までに6回実施して、会員に更に力をつけてもらう。このことは支部長会議で強力に要望する。
3. 業務研修会は魅力ある会とするようテーマ、方法をよく考えたい。

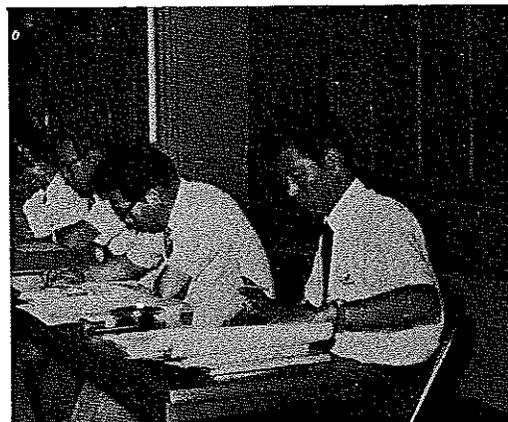
企画部

1. キャンペーン活動—業研部の行事と併行して行なう。
2. 広報活動—地方町村の広報紙を活用したい。
3. 新聞等マスコミの活用—本会として動く。
4. パンフレット—配付は希望により書士個人名を別刷りにする場合も考えに入れたい。
5. 標準運用表を7専門委員会から各1名委員を委嘱して、委員会組織により作成したい。
6. 北海道行政書士会青色申告会(仮称)の設置
書士自身の税対策として、設置の件を支部長会にはかる。



監察員の あり方解明

～第2回監察委員会から～



協議中の監察委員

第2回監察委員会が7月24日16時札幌エルム会館に、藤山会長、星部長、中野部員、葛西委員長ほか全委員が出席して、27日の支部長監察員合同会議にそなえて体制固めを行なった。

委員会の仕事として第1は、各支部情報の集取と整理であるが、委員会発足前の情報は白紙に戻す；しかし依然続いている違反は再提出する。これに必要な報告書は、委員長が作成する。勿論、事件の内容、質によっては支部段階で勧告等により即決処理出来るものがあり、以上に該当しない事案が委員会に報告されるわけである。支部段階で処理する場合、個人対話は避けるよう、特に藤山会長から注意があった。

第2は、行政書士の業務実態調査である。手初めとして「函館」地区で運輸について、徹底的に洗うことになった。同地区を選んだ理由は イ、登録申請件数が少ない ロ、陸運事務所がある ハ、運輸は委員長が道内でのエキスパートということで、調査はそれほど時間がかからないと予測している。第2の調査によって、官庁提出書類の内容と業務量。行政書士の数と業務の質、量について細部まで推定されるが、第1が外へ対向し、第2は本会内部へのメスになり、書士のいる市町村を例にとった場合、書士の営業種目と住民の望む届出種目、違反事由の発生原因、以上を括弧した上で書士の実力など単なる統計とか数字の魔術にはない現実の姿を、近い将来委員会が提出するが、まことに期待するものが多い。

二指針を会長が明示

綱紀委員会活動の ポイントをつかむ

第1回綱紀委員会が8月10日13時20分事務局に小城委員長はじめ各委員(野崎委員は欠席)が出席し、会の性格、あり方等を話合った。

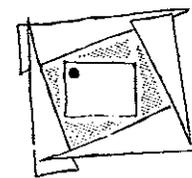
藤山会長は指針として次の事柄を明示した。

1. 委員会は事故発生未然防止のための指導をする。
2. 諸法令の違反は、出来る限り詳しくしてほしい。

この綱紀委員会は、本会としては会則により生まれた数少ない常設の委員会であり、会員の綱紀を司る責任をもつものであるが、監察部が会員外の業務を調査するのに対して、綱紀委員会は会員内のことを調査規正する点で特色である。

本会の会則、規定の中には、条文としてほしいもの、あるいは余計と思われるもの、更には改めたい箇所等、字句としては未完成で、この辺を意識して運用の面で会務に遺漏のないことを図っている現状である。この委員会にも似たことが当てはまっており、本年度は規定の字句にとらわれないで、会長の指針により、会員の指導に乗り出す—たとえば、アンケートの低い回答%の改善会員意識を高めるために、委員会が提唱して会則などの勉強会を開くetc. 身近かな業務、事務を全うするよう活動することを申し合せた。

監察とか綱紀というと、反射的にひらめくものが、摘発、告訴であるが、法人格を与えられ自主運営をする本会として、会員自身を内部から規制して、その会員の質を高めようこの委員会が正常に活動する場合、近代的な会として、時代の指向を吸みとる日が近づこうといえよう。



登録資格審査委員会

1名のみ適法者
1名は継続審議

8月22日13時から札幌センチュリーローヤルホテルで登録資格審査委員会が開催された。

佐藤委員長はじめ全委員、道から係2名、藤山会長、星副会長、高田総務部長が出席、先ず3月30日同委員会に報告後の登録状況を報告し、北海道行政書士登録規定第5条により、3名について登録資格認定を付議した結果、1名が適法者と認められた。他の1名は不適法者、1名は継続審議となった。

行政書士の仕事はある！
“運輸”は書士不足

行政書士法違反は、あまりにも堂々と行なわれている。監察委員会に出た分でも、食品衛生協会、建設協会、保険士、労務士、他の諸士が付帯業務と感違い？して行う届け、講習会スタイルによる資格付与？etc. まさに複雑な社会機構の産物である。

仕事はある！という実例の一つとして、札幌陸運事務所管内扱いの自動車登録を紹介しよう。

登録は、月1,200件だが、この事務を販売店が95%行い行政書士は5%しかやっていない。95%を書士が消化するには、ベテラン書士で1日30件だから30名の書士が必要になるわけである。7陸運事務所管内では実に大きい数字である。仕事はある、故に書士ではメシが食えないという言葉は正しくない。ウソであるという結論である。書士の勉強を本会では切望している。

会務を運営のため
会費の前納を
お願いします

「運輸」の特訓終了

室蘭・日高での申請は
センターへ

4月に発足した室蘭行政合同センターは、一応好調に業績を上げているが、「運輸」について申請が札幌の同業者で行われており、この業務は室蘭日高で需要が多いのに、センターでは取り扱えない泣きどころに苦しんでいたが、運輸のエキスパート葛西委員が、自分から講義を買ってでたので、8月24日25日の2日間、葛西委員長がセンターを訪れ、6名のセンター構成員を細かに特訓した。個人タクシー、トラック、ハイヤー、レンタカーの申請内容だが、小人数相手のため手のかゆいところまで浸みわたる講義となり、センターの先生方もすっかり自信をつけた。

葛西常任理事
陸運事務所に陳情

葛西義雄本会常任理事は、合同センターで「運輸」の講習終了を待って、さっそく室蘭陸運事務所を訪問し、今後の申請は、センターへ連絡するよう要請した。

なお、このことについて陸運協会にも、あいさつ回りをした。

臨時総会で
新執行部生まれる
札幌支部

札幌支部では9月18日自治会館で臨時総会を開催、役員補選について出席支部員にはかった。この補選は、支部執行上にミスがあったことを理由とする野崎支部長の辞任と、これに伴う柏葉副支部長の辞任、欠員中の理事をうめることで、正副支部長の辞意固く、これを承認し、残存任期中の新執行部は次の陣容ですべて合議制によることとした。

支部長 岸尾 正(新) 理事 船水 堅吉(新)
副支部長 木川 政蔵(新) 同 本村 孝幸(新)
同 平沢 清一(新) 監事 藪田 貞治(留)
理事 倉田 宏(留) 同 南部 瑠四郎(新)
同 谷岡 武博(留)

会員のうごき

昭和48年9月4日現在

月日	事由	支部	会員番号	氏名	住所	電話
7.4	入会	札幌	1508	楠 信次	札幌市白石区平和通1丁目南26	871-2870
23	"	網走	1509	西 崎 秀 男	北見市花月町15番地、高柳文夫方	3-5661
8.1	"	十勝	1510	元 野 源	広尾郡広尾町字西通9丁目1番地	2-2081
"	"	札幌	1511	宮 下 国次郎	札幌市東区中沼町34-10	791-3367
3	"	室蘭	1512	柴 田 政 夫	室蘭市輪西町1丁目17番7号	6-1346
9	"	空知	1513	早 坂 英 之	芦別市北1条東1丁目10番地	2-5345
10	"	函館	1514	須 藤 満 三	亀田市富岡町215番地	43-6990
13	"	"	1515	西 川 隆 三	桧山郡上ノ国町字大留147の4	
"	"	網走	1516	荒 川 正 男	紋別市花園町5丁目	4-2368
14	"	室蘭	1517	関 安 賢	室蘭市母恋南町4丁目11番1号	2-3826
20	"	札幌	1518	勝 田 敏 弘	札幌市中央区北14条西14丁目	711-0326
23	"	"	1519	杉 本 隆 弘	札幌市豊平区平岸2条3丁目15	831-6349
6.30	退会	札幌	1074	島 田 久 雄	札幌市北区北19条西7丁目	711-4481
"	"	"	825	米内山 政 造	札幌市北区篠路町篠路55	771-2145
7.2	"	小樽	1172	小 杉 晃	余市郡余市町入舟町82	01352-3844
3	"	札幌	1347	栗 田 八十八	札幌市東区北30条東5丁目783	
6	"	網走	1303	四 釜 小 市	紋別市緑町2丁目	3-4572
7	"	札幌	286	庄 内 直 吉	札幌市北区北27条西8丁目866	731-1810
"	(死亡)	旭川	187	大野 清右エ門	旭川市9条通2丁目	22-1095
10	退会	函館	1223	絹 栄 一	函館市湯の川町301	0152402-257
11	"	網走	1158	菅 原 武 雄	斜里郡小清水町字小清水648	2-2360
"	"	十勝	1439	羽 磨 英 三	中川郡池田町字大通3丁目	871-2362
13	(死亡)	札幌	418	橋 本 与三郎	札幌市白石区本通り2690	661-1619
27	退会	"	1269	神 成 久 夫	札幌市西区発寒3条2丁目151	015254-155
8.14	"	網走	61	三 澤 政 雄	常呂郡常呂町字常呂333	013874-3
"	(死亡)	函館	610	田 中 盛 蔵	上磯郡知内町字小谷石	3-3785
20	退会	網走	1337	中 川 勝 利	北見市三輪25番地	2-4007
24	"	空知	1429	小 幡 明 夫	岩見沢市7条東5丁目5	
7.2	事務所 変更	根室	1057	上 野 勝 信	標津郡中標津町東7北1	
13	"	札幌	1484	宮 下 考 之	札幌市中央区南大通西14丁目北日ビル	
17	"	旭川	1458	川 股 英 慈	旭川市東光8条7丁目150番地101	
8.8	"	十勝	650	平順賀 常 満	帯広市東12条南5丁目2番地	551-9264
9	"	札幌	423	原 田 園 知	札幌市中央区南6条西11丁目札幌ビル	241-8564
10	"	"	1384	船 水 堅 吉	札幌市中央区北2条西2丁目久安ビル	
21	"	空知	1428	田 井 純 二	旭川市神居2条9丁目	663-0055
28	"	札幌	915	辻 次 郎	札幌市西区手稲西野498の2	4-4155
"	"	室蘭	1137	沢 里 忠 蔵	室蘭市大沢町2丁目18番10号	511-7798
"	"	札幌	904	宇 野 国 男	札幌市中央区南11条西1丁目	
7.9	電話 変更	旭川		永 沼 祐	新電話 2-2863	
8.27	"	空知	750	柴 田 克 之	" 01252-2-4720	

旭川支部 大野 清右エ門 48.7.7 逝去
札幌支部 橋本 与三郎 48.7.13 逝去
函館支部 田中 盛 蔵 48.8.14 逝去
謹んで御冥福をお祈りいたします。

能登ます子さん（事務員）退職

本会事務局の能登ます子さんが、7月31日一身上の都合で円満退職された。能登さんは昭和46年9月1日から本会事務局に勤めたが、以前は社労士会や他の企業で経理を担当したベテランで、その事務の正確さ、温厚な性格は事務局の内外でも好評であった。能登さんは今後家庭に落ち着くそうだが、ご健康を祈る次第である。

後任は田代幸子（ゆき子）さんと決まった。（別項）藤山会長は8月4日16時から三河屋会館で、在札の部長とともに、能登、田代さんの歓送迎会を開き、能登さんに感謝状と記念品を贈って、その労を謝した。

後任は田代幸子さん

本会事務局にお嬢さんが1名ふえた。田代幸子さんで1949年札幌に生まれ、根室高校からドレマー高等師範科を卒業したミスである。北海道総務課推せん（女性）だが、お父さんは蛇田町助役というから、会とも縁が深いわけ。会での仕事は、退職した能登ます子さんの後任として、手堅く経理を処理することになった。身長160cm趣味はダンス、楚々たる美人だ。「みなさん、よろしくお願ひします」

70号の記事訂正

頁	行	正
1 ページ	左側下から10行目	注、会のもち方は在 札親は在札
"	左側下から6行目	掲載は掲載
"	右側上から4行目	全道研究会は 全道業務研究会
6 ページ	右側下から9行目	業務打合は 業務打合会
7 ページ	右側下から17行目	力を裁くは 力を戴く
9 ページ	左側上から4行目	党任理事は常任理事
"	左側下から8行目	確心は確信
"	" " 10行目	逐次は逐次
"	左側下から22行目	好何には如何に
"	右側下から24行目	常に常に
10 ページ	左側下から1行目	確心は確信
"	左側下から15行目	置位は地位
"	右側上から5行目	疑問点は疑問点
支部めぐり	右側下から1行目	この頂はこの頂

随筆

言葉の味

網走支部
佐藤 三千三

利害得失などの難問題を解決する場合に、お互にその主義主張を一步も譲らなければ、物事は解決しない。そこで「小異を捨てて大同につく」即ち小さい事柄を捨てて大きい事柄だけを定める、要するに大事のため小事は永久に暗にほうむられることで、古くから使われ馴らされた言葉であるが、捨てられた小事こそ因果で、これが長くシコリを残すことが多い。

日本語は難かしいもので、漢字のとおり解釈、又は使用してはいけない言葉、たとえば交渉、話合い、協力等がそれである。戦後間もない頃、日本政府がマッカーサー司令部に対して「交渉」という言葉を用いたところ、「日本は戦争に敗けた国である。戦勝国に対して交渉とは、もつてのほかである」。以後要請というようになったと聞いている。

「話合い」も文字そのものの解釈では、お互に言葉のやりとりが話合いであるが、古くからの慣用としては、そこに対等という条件が必要で、従って親子、師弟などの言葉のやりとりすべてが、話合いではない。

「協力」という言葉も同様で、文字の解釈は力をあわせる又は力をかすという意味であるが、慣用としては、第三者が求める相手方に対して力をかすことで、条件として第三者即ち、その事に直接関連性のない者から力を借りるの意であるから、我々日常特に関係のある火災、又は交通事故については「火災予防に協力」、「交通事故防止に協力」は誤りで、「火災予防又は交通事故発生に注意」が正しいと思われる。しかし、言葉の意味からいうと、注意は何か圧迫感があり、協力という「力をかしてやる」という優越感があり、言葉の用い方としてはやわらかく効果的である。

物事の表現方法も大げさになって、現実より誇大な表現をすることが多いようであるが、これはむしろ

現実感をそこなうことになりかねない。

私が戦時中、師団司令部参謀部に勤務した時、内地のある駅で出征兵士を見送る群衆が、駅の跨線橋を通過中、突然跨線橋が落ちて、数百人が折り重なって墜落し、百数十名の死傷者がでた。その時の新聞記事が——突然大音響とともに、数百人の見送り人が折り重なって転落し、その瞬間親は子を呼び子は親を求めて泣き叫ぶ阿鼻叫喚の巻と化し、その様相はあたかも戦場の如し——この記事を見た参謀長が憤慨して「認識不足もはなはだしい。泣き叫ぶ様相が戦場の如しとはけしからん」と、新聞社に抗議した。

当時の軍人氣質としては、とうぜんと言えるであろうが、取材記者としては、事故現場の状況を、最高度に表現するための言葉の阿やであったことはうなずける。

近ごろ、外語ともつかぬいわゆる流行語が、ずいぶん使われているが、これらの言葉は、味もそっけもない単なる流行語にすぎないが、日本語は用い方によっては、非常に味があり、反面用い方が誤ると逆効果となる。

さて今年は丑年である。十二年周期の干支であるから、第一回目の丑年生れは十二才、私も丑年生れで五回目を迎えたわけであるから、このような古い感覚の文章を書くが、「温古知新」で必ずしも古いのを排することもあるまい。

むしろ古きをたずねて新しい時代にふさわしい言葉づかいが、大切ではなからうか。

網走支部幹部 会長と話し合う



網走支部では7月9日、幹部研修会を兼ねて藤山会長に物申す会合をもった。

佐藤支部長、角田、松田両副支部長、今野紋別班長、佐藤北見班長、嵯峨井理事の幹部が出席、藤山会長から監察委員会の発足、道内キャンペーン活動、「業務資料」の続刊、報酬額改訂についてのそれぞれの狙いと、進行状況を説明して研修に移ったが、第一会場は網走商工会議所で、第二会場は自動車に、藤山会長、平沢会報編集委員が分乗し、ウトロまで往復4時間を支部事情を観察しながら、業務との結びつきを身体でうけとめる、というある意味ではキャンペーンの予備調査的性格があり、意義ある会合であった。話し合いの中からおもなものを紹介する。

佐藤支部長——P.R.がきいて「代書」という言葉がきけなくなった。住民に不便をかけないため、網走支庁舎に構内行政事務所を設けたいし、人のつながりの面でも総合事務所をおくことが、支部の中味をよくすると思う。住民に不便をかけたことが非書士発生の一因だが、税理士窓口が狭く、こゝを衝いて非書士が発生した。

会長——監察委員会が青年行政書士のエネルギーも借りて活躍しよう。また同じ士族のトップとテーマなしに懇談会をもったが、文書等による勤告、抗議のようなキビシカがないが、それに反比例して先方から違反の様相、釈明がスナリと出され、大変効果がある。本会段階での1効果であり参考になればと思う。

会員の皆さん励行していますか

行政書士法施行規則第9条第4項には、行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、署名して職印を押さなければならぬ。このように規定されていますので本会は簡易なこれに替る印を全会員に配布しました。

S 年 月 日
印型 行政書士
北海道行政書士会員

法令の遵守で「にせ行政書士」対策のため100%励行して下さい。

意欲充分の30%を核に 書士集団の充実を計画



佐藤支部長(左)と藤山会長、松田副支部長

ふり返って見ると、網走駅が小高い所に大正時代の建築らしい赤黒い姿を、小雨にけぶらせている。民衆駅がふえる昨今、秘境知床を訪れるカニ族はエキゾチックな感じをうけると言っている。

この駅から歩いて2分たらずで、網走支部の事務局兼佐藤三千三支部長の行政事務所がある。

支部管内の書士は約90名 北は西興部から東南は清里、置戸まで本州にたとえと実に1単位の広さである。役員7名では支部がフルに回転できない。縦の軸に本会にならって7専門部をおき、横の線として紋別班、北見班、網走班を作り、各班長は班の事情、要望を支部長に連絡、時には支部長と共に動いて、支部会員の育成や支部の発展を図っている。

網走支部の調べによると、支部総会の会員出席率は、十勝、旭川、網走とも30%、支部アンケート回答率も30%である。この数字は全国的に当らずとも遠からずと云えるもので、支部として運営の実対象と、その方法論に名案を考えている現状である。残り70%の実態は、司法書士兼業、或は俗にいう「食えない」と放言している道楽気分の方で、支部長個人としては、会費未納会員に温情は仇、「業務資料」は上記70%の方には猫に小判、むしろ資料作成予算のうち70%分はより有効な方向に、という見解である。

「行政書士業発展のための1障者と見る1面」というアンケートを、支部総会開催にあたって支部が出した。特に司法書士への猛烈な反響があったので、結論的意見を転載する。

司法書士会△×支部長—思いきった司法書士批判論だ

◇編集後記◇

本号は前号記載以降の「本会のうごき」「支部のうごき」を掲載しましたが特に本会主催の地区ブロック研修会を第1弾として道東地区(釧路)で実施し、これにあわせて企画部の年計画の一環である行政書士制度の普及、啓発のため同地方地区諸官庁及住民に対するキャンペーン活動を会長総指揮者として行ったことを

が、現状はそのとおり。土地家屋調査士会□○副会長—調査士会からみる司法書士も同様である。

元行政書士会凸凹支部長—これからは行政、司法協調して行くべきで、総会には司法全員が出席して、意見をのべ、行政書士会を盛り上げなければならない。書士業としては司法と行政は兄弟以上の関連性があるのに、領海侵入が発生している現実、司法の作為にのみよるものか、或は行政の放漫に原因があるかは、専門職として正業のバッジをつける書士なら、互に襟を正す時点にきている。

網走支部では48年は、やる気充分の支部員30%を指導対象の核とし、業務研修によって実力をつけ、20年間荒れ放題だった行政書士畑に、良い種子をまき育てあげて、原生花園のようにP.R.しなくても顧客が集まる書士集団にするべく、幹部はハリキッている。先頃北見市内での建設業許可申請研修会には、出席会員80%で佐藤支部長は大喜び。目醒めはじめた支部員の動きに対し、今回は労務部門として、「就業規則の作り方」の研修をするべく、草案をねっている。終りに支部役員から網走支部会員へのメッセージを一。

角田副支部長—支部に事務連絡を希望することは、それだけ支部業務をお考えになっている証拠として歓迎します。但し、単なる批判とか、支部からの問い合わせには、必ず回答願います、組織体の1員としての義務です。

佐藤支部長—行政書士は、他の領域を侵さないことです。また、自己の領域はしっかり守りましょう。

掲載しました。業務指針的なものは会員の皆さんに「業務資料」第5編までの分を業研部員の努力により作製したものをすでに送付しましたので省略しました。……毎度のことながら随筆、意見、何んでも寄稿して下さい。(10月末必着)

成田企画部長、高田編集委員長。

監察部私見

札幌支部
野崎 幸

今年の函館総会に於て監察部設置について可決承認されました事は非常に嬉しい事です。

さて監察とは、では如何なる事でしょう、本質的には会員に対する取締りだと判断しますがこれには綱紀委員会制度がありますので必然的に社会に対する行政書士法違反事例の取締制度と結論付けて総会承認だと思います。然し対社会となりますと過去十数年間何等手を打たず放置し、且国即ち各行政庁が行政事務の簡素化と停年退職者の二次就職の場とする外部団体の設置による事務委託の方法等により行政書士業務の大半は行政官庁の自からの指導のもとに破壊されて来たのでないかと思料致します。その中での監察制度の設置基準と組織図を見ますに大局的な政策の中で設けられたものでなく単なる会員向けの姿勢としての思いつきがないかと判断します。

泡沫的な違反事例の資料集めを行うだけなら今迄の組織体の活用だけで十分に間に合うと考へられます。

総会の前日の執行部と支部長会の合同役員会、その前後に於ける私と会長の話し合い、エルム会館での監察部と支部執行部、札幌行会との合同役員会にても声を大にしての意見具申についても明確な答弁なく定山溪での監察部と支部長会議に持ち込まれた事は非常に残念な事でありました。

然し乍ら監察部は会の下部組織としての船出をしたのです、大いに業界の進歩発展の足掛りとして前進して下さい。その為には政界と経済界の利用を考へ国民の日常の行政手続に支障を来さない様に本来の行政書士業務を行われる様焦らず時間を費やして行政官庁と話し合う事こそ大切な事ではないかと信じます。

末端の小さい事案を数々取り上げて道に国民の利便を失う事は反対に我々の道を閉ざす事になり兼ねないと思ひます。むしろその様な事等こそ指導して行政書士となし正常な会員となす事が会の本来の姿勢と信じます。

最後に私は本会執行部が一生懸命に行政書士会の為に働いて戴き乍ら、一抹の不信感を抱きつゝ、あるのを払拭して下さる様一貫したビジョンの元に我々を指導して下さいる様念願してペンを置きます。

佐藤(北見班長)—本州単位会なみの広さの当支部を、支部長1人で統轄するのは大変である。支部構成を考えてほしい。

会長—本会の方針、具体策は末端までしみわたらせたい。支部長会議には、活動的な支部員1名出席も考えている。

佐藤(北見班長)—力のある行政書士なら中産階級以上の収益はある。業務はあるのだ、目下の急務は会員の資質向上である。研修をどんどんやってほしい。

会長—同意。業務資料も出来るし、本会主催研修会、(ブロック別)の1は、網走管内で行う。大いに勉強してほしい。

佐藤支部長—メリットは我々書士から云わない。役所、客から信頼されればメリットである。そのためにも先ず力をつけることだ。

会長—部外団体の非行政書士行為は、国の行政と住民がユ着したもので、これは切断しよう。受入体制としては書士の研修につき研修と思う。こん度の研修には、「図面の作成要領」を折りこむ。収益に大きく影響しよう。

今野(紋別班長)—紋別では、行政書士専業4名、司法兼業3名がいて、業務は農地と建設業の許可申請が多い。木材協会その他で非書士行為が行なわれている。正式に看板をあげている自分に、非書士が受託理由を不思議そうにきかれたのには一驚。「行政書士」のP.R.を痛感している。

嵯峨井(理事)—行政書士の仲間にお伝えしたいが、旅館の浄化槽装置は、法令で今回強制的に実施と決まり、これを取扱う士がいるわけだ。こゝに書士が書類と図面作成の仕事が生まれた。「道の公報を熟読しなさい業務はあります」と言いたい。

会員数調

48.8.31. 現在

札幌	307	網走	88
函館	74	室蘭	59
小樽	49	日高	14
空知	65	十勝	76
旭川	102	釧路	56
留萌	14	根室	11
宗谷	8	計	923名



細木副支部長(左)森谷支部長、星副会長

支部めぐり—その7—

釧路支部の巻

定例役員会で団結

13支部の中で本会に最も注文をつけるのが釧路支部である。そして活躍しているのもこの支部と言われる。会員57名このうち専門21名、営業種目は、森谷支部長談では自賠責、建設業、倉庫、民事、農地と7専門部門をようやく処理できる段階まで成長し、本会、支部の研修が効果をあげ収益は書士平均でいゝ線にいつている。

支部発展の芽をまいたのは、昭和41年伏見、尾越の両先輩で、定例役員会を月1回必ず開いて支部の運営を話合う、たとえ議題がなくとも役員会をもつ習慣をつけられたことに基因している。支部執行部が支部員から浮き上がった存在になることを防ぎ、その考え方や実行を仲間の会員にもれなく知らせる方法として、43年頃支部会報第1号をガリ版で発行、今日では6、9、12月の年3回発行するまでに伸び、13支部の中で支部会報をだしているのはこの釧路支部だけである。細木副支部長いわく「過去をはじくる気は毛頭ない」しかし当時の本会は現在と違って、支部問合せにも回答なく、面倒も見てくれなかった。やむを得ず孤立した書士を支部段階でまとめざるをえなかった。収入がある書士だけが役員という悪習を改めるため、支部会費200円をとり、旅費規程を作り役員活動を盛んにすることによって、支部会員への

ハネ返りを図った。

9月の本会主催研修会は、月始めの社労業務というせいかマママの出席%だが、いつもの研修会には出席60%、昨年の道東ブロック別研修会には、釧路支部から13名が出席という熱心さにまで、支部員の業務意欲は高まってきている。

この支部で感じることは、組織の中で役員が動くこと、事務処理がテキパキしていることで、9月の研修会でも根室、帯広、釧路の3支部ごとに会員の出欠名簿や、キャンペーン日程表が一目瞭然と出来上がっており、主催側の本会も安心して行動できたことである。

組織としてしっかり動いているのは、大沢事務局長の手腕にかかっているが、会費未納者や未登録者への勧奨、違反団体と非書士の調査ETC。相当な事務量をこなしているわけで、一番困るのは無回答者はいつも同じ人ということである。

将来のこととして、運営上の頭デッカチをどの線まで修正できるかであろうが、それにしても自主独立の精神で、本会に注文しつつ一つの事を解決してゆくあたり、たとえば自動車協会にしても、他の支部にはない気質が感じられた。

'73 第71号 昭和48年9月1日発行

北海道行政書士会

編集 企画部・会報編集委員会

〒060 札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5階

電話 251-4073・251-4061